

社会福祉事業 あり方通信 no.113

日本障害者センター
「社会福祉事業のあり方検討会」

特定非営利活動法人 日本障害者センター
住 所：東京都新宿区大久保 1-1-2
富士ビル4F
電 話：03-3207-5621
F A X：03-3207-5628
メール：center@shogaisha.jp

社会保障施策の動向とわらい、社会福祉事業の現在を伝え、あり方を問い直す

新型コロナウイルス感染症拡大予防対策 基本編

日本においても新型コロナウイルス（以下 新型コロナ）が感染症蔓延期に入ったとされました。あり方通信 no.113 では、新型コロナ対策の基本を整理してお伝えします。

■ 厚労省の対応と相談・受診の目安

新型コロナによる新型肺炎は、中国湖北省武漢市で発生した新疾患とされています。現在、新型コロナは全世界に広がっており、WHO は危険度を「非常に高い」に変更、パンデミックに足る可能性もあるという見解を示しました。中国の感染者数は 78,497 名・死亡者数は 2,744 名（2月27日）。日本でも感染者数が 938 名・死亡者数 11 名（2月28日）となり、集団感染が確認された北海道では「非常事態宣言」が発令されました。

高齢者や糖尿病など基礎疾患を持つ患者がこのウイルスに罹患した場合、医学的に重症化しやすい傾向があるとのことで、社会福祉施設等に対しては適切な対応が求められています。こうした状況を踏まえ、厚生労働省は1月29日以降、関係部局の連名で新型コロナ感染症についての相談・受診の目安（図表1参照）や社会福祉施設における

対応に係る事務連絡を継続的に発出しています（図表2参照）。

【図表2：新型コロナ関連事務連絡（厚労省関連）】

- 1月29日 『『新型コロナウイルスに関するQ&A』等の周知について』
- 1月31日 「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」
- 2月13日 「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」
「保育所等における新型コロナウイルスの対応について」
- 2月14日 「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（その2）」
- 2月17日 『『新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安』を踏まえた対応について』
「社会福祉施設等における職員の確保について」
「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」
「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」
- 2月18日 「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」
「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」
- 2月20日 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）等」
- 2月21日 『『社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について（令和2年2月18日付事務連絡）』に関するQ&Aについて』
- 2月23日 「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応の徹底について」
- 2月24日 「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスにおける）感染拡大防止のための留意点について」
「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」
「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」
- 2月25日 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援実施等について」
- 2月26日 「新型コロナウイルス感染防止等のための当面の日常生活自立支援事業の業務における留意点について」
- 2月28日 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その1・2・3）」

【図表1：新型コロナ感染症の相談・受診の目安等】

1. 相談・受診の前に

【発熱など風邪症状がある場合】

- ①学校や会社を休み、外出を控える
- ②毎日、体温を測定・記録しておく

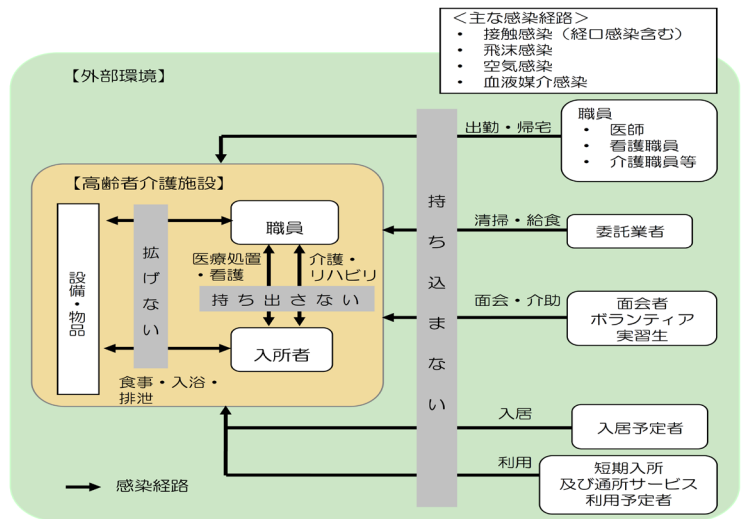
2. 帰国者・接触者相談センターに相談する目安

- ①風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様）
- ②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
- ③以下の重症化しやすい方等であって、①・②の症状が2日以上続く方
・高齢者・免疫抑制剤や抗がん剤等の使用者・透析患者・妊婦
・糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方
- ④小児は①と②で対応（現時点で重症化傾向の報告はないため）

3. 相談後、医療機関にかかる場合

- ①帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診し、複数の医療機関での受診は控える
- ②受診の際は、マスク着用、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）を徹底

【図表3：高齢者介護施設における感染対策】



出典：「マニュアル」

■ 感染経路遮断の3原則と具体的対策

厚労省から発出されている事務連絡では感染症対策に関して「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（以下「マニュアル」）」と「保育所における感染症対策ガイドライン（以下「ガイドライン」）」の参照を求めています。

「マニュアル」では感染経路の遮断のためには、病原体を ①持ち込まないこと ②持ち出さないこと ③拡げないこと

への配慮が必要とされています（図表3参照）。

厚労省によれば、新型コロナの感染経路は飛沫感染と接触感染とされ、「ガイドライン」では以下の対策が示されています。

飛沫感染対策

- ・ 感染者から2m以上離れ、飛沫を浴びないようにする

接触感染対策

- ・ 丁寧に手洗いをし、手指を清潔に保つ
- ・ 手洗いの際、タオルの共用は絶対にせず、ペーパータオルを使用
- ・ 固形石鹸の衛生状態に注意（1回ずつ個別に使用できる液体石けんを推奨）
- ・ 消毒には適切な「医薬品」及び「医薬部外品」を使用
- ・ 皮膚に傷等からの感染する場合もあるため、その部位を覆う

なお、「マニュアル」では嘔吐物や排せつ物を扱うときは手袋の着用だけでなく、これらが飛び散る場合に備えてマスクやエプロン・ガウンの着用をすることが必要としています。

しかし、報道等で指摘されているように、新型コロナに罹患していても症状が出なかったり（不顕性感染）、軽症時にはPCR検査をしてもらえない、医師も判断しにくいといった問題があります。また、「ガイドライン」にあるように、飛沫感染を予防するために、不顕性感染の患者等を含めて、全ての「感染者」を隔離することや皆が2mの距離をとって生活することは現実的ではありません。流行を最小限に食い止めるためには、「日常的に全員が咳エチケットを実施」することが大切とされています。

【3つの咳エチケット】

～電車や職場、学校など人の集まる場所で～



こまめに手を洗うことでも病原体が拡がらないようにすることができます。

素手のほか、ハンカチ、ティッシュ等で咳やくしゃみを受け止めた場合、すぐに手を洗いましょう。（出典：「ガイドライン」）

【用語説明：飛沫感染・接触感染とは】

飛沫感染

：感染している人が咳せきやくしゃみ、会話をした際に、病原体が含まれた小さな水滴（飛沫）が口から飛び、これを近くにいる人が吸い込むことで感染します。飛沫が飛び散る範囲は1～2mです。

接触感染

：感染源に直接触れることによる感染（握手、だっこ、キス等）と汚染された物を介する間接触による感染（ドアノブ、手すり、遊具等）があります。通常、体の表面に病原体が付着しただけでは感染しませんが、病原体の付着した手で口・鼻・眼をさわること、病原体の付着した遊具等を舐めることで感染したり、傷のある皮膚から感染するケースもあります。

（出典：「ガイドライン」）

【正しい手洗いの方法】

以下の手順で、30秒以上、石けんを用いて流水で行いましょう。

- ① 液体石けんを泡立て、手のひらをよくこすります。
- ② 手の甲を伸ばすようにこすります。
- ③ 指先とつめの間を念入りにこすります。
- ④ 両指を組み、指の間を洗います。
- ⑤ 親指を反対の手でにぎり、ねじり洗いをします。
- ⑥ 手首を洗い、よくすすぎ、その後よく乾燥させます。
- ⑦ 水道の栓を止めるときは、手首か肘でとめます。できない時はペーパータオルを使ってとめましょう。

* 年齢の低い子どもには手洗いが難しいので、保護者や保育士、年上の子どもと一緒に洗う、手本を示すなどして、少しずつ手洗いを覚えさせていきましょう。



（出典：「ガイドライン」・厚労省「高齢者介護施設における感染対策パンフレット」）

■ おわりに

マスクや消毒用アルコールが手に入らない、検査体制や在日外国人への対応も不十分という課題等がありますが、基本対策を確認して適切に警戒することが重要です。次号では、厚労省が示す社会福祉施設の対策等についてお伝えします。

（文責：山崎 光弘）

法人等で利用出来る情報はご自由にご活用ください。